

第5章 事業所等

第1 東京都多摩教育事務所

1 設置・機能

東京都多摩教育事務所は、多摩地区における東京都教育委員会の総合的現地機関として、昭和46年12月1日に設置された。その機能は、多摩地区における学校教育課題を把握するとともに、東京都教育委員会の教育目標等に基づき、教育庁関係部課等と連携を密に、管轄区域内の広域的、補完的事務を処理し、さらに市町村間の連絡調整、また、市町村教育委員会に対する指導・助言及び援助の窓口として、これらの事務を適切に行い、多摩地区における教育の諸条件の整備を図り、もって同地区における教育の振興に努めることにある。

2 管轄区域

東京都の各市及び西多摩郡の区域（26市3町1村）

3 所管事務

管轄区域内の次の事務

- ア 小・中学校の設置、廃止及び学級編制に関すること。
- イ 小・中学校の教職員の定数、任免その他人事に関すること。
- ウ 教育課程、学習指導、生活指導、進路指導、学校経営及び教育方法について、市町村教育委員会に対する指導・助言又は援助に関すること。
- エ その他市町村教育委員会との連絡に関すること。

4 事業

(1) 市町村教育委員会との連携及び市町村立学校への支援

ア 市町村教育委員会訪問

多摩地区の市町村教育委員会を訪問し、各市町村教育委員会の施策、学校の教育課程及び生活指導等の内容に伴う諸課題を把握するとともに、適切な情報提供を行い、教育の充実・向上に努める。

イ 「所報たまじむ」の発行

多摩地区の市町村教育委員会及び小・中学校等に対して、教育行政及び学校経営に関する資料や実践事例の提供、教育課題の解決に向けた具体策等についてまとめ、配信することにより、教育委員会との連携、協力及び学校教育の改善・充実に資する。

ウ 多摩地区指導主事及び学校リーダー研修会

多摩地区市町村教育委員会の指導主事及び各学校の教員が、多摩地区における

小・中学校の教育に係る課題とその解決策について発表・協議等を通して、学校教育におけるリーダーとしての資質・能力の向上を図る。

エ 指導訪問・相談訪問

多摩地区の市町村教育委員会及び小・中学校等からの要請を受け、指導主事等を派遣し、指導・助言を通して、授業改善及び教員の指導力向上を支援する。

オ 多摩地区アクティブ・ラーナー研修会

多摩地区の教員経験4～10年目を対象に、教員の資質・能力の向上を図る。

カ 多摩地区指導主事研修会（1、2年次対象）

多摩地区市町村教育委員会1、2年次の指導主事を対象に、演習等を通して、学校に対して適切な指導・助言を行うための資質・能力の向上を図る。

(ア) 1年次指導主事のテーマ「教育課程についての指導・助言」

(イ) 2年次指導主事のテーマ「学習指導についての指導・助言」

キ 多摩地区市町村立学校行政系職員 若手職員育成事業

多摩地区の市町村立学校に勤務する採用1年目の行政系職員を対象に、職場訪問や合同連絡会を企画し、学校事務職員として自立して業務に取り組めるような能力育成を図っている。また、採用2～3年目の職員に対しては未来型オフィスを取り入れる民間企業の見学やTGG見学を企画し、所属校の業務改善に繋がるような実践的な能力育成を図っている。

ク 任用事務説明会

多摩地区市町村教育委員会の任用事務担当者を対象として、教員・臨時的任用教員・時間講師等の任用事務に関する説明会を開催し、適切な情報提供を通じて、適正かつ円滑な事務処理を図る。

令和4年度は7月と2月に計2回開催し、移動等による各市町村の負担軽減を図るため、Youtubeでの動画配信形式で実施した。また市町村担当者が業務の実施にあたっていつでも見返せるよう、配信後も引き続き動画は視聴可能とした。

(2) 学力向上に関する施策の推進

【多摩地区教育推進委員会】

多摩地区の教育の充実、振興を図ることを目的に、多摩地区教育推進委員会を設置する。同委員会は、研究主題に関する情報提供や提言、実践を踏まえた報告書の発行や報告会の開催を通じて、多摩地区の市町村教育委員会及び公立小・中学校にその成果の還元を図る。

ア 研究主題 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実

イ 報告会 令和5年2月14日 たましんR I S U R Uホール（立川市市民会館）

参会・オンライン配信にて開催

講師：早稲田大学 教育・総合科学学術院 教授 根津 朋実 氏

(3) 健全育成に関する施策の推進

【学校と警察の連絡協議会】

「スクールサポーター制度」「学校サポートチーム」を生かした連携、「セーフティ教室」の連携実施等、具体的な取組事例を基に、学校、教育委員会、警察の3者が児童・生徒の問題行動の未然防止策や学校に求められる安全対策等に関する協議を行い、多摩地区の生活指導の充実を図る。

【中学校と家庭裁判所の連絡協議会】

家庭裁判所の情報を基に、問題行動の要因を抱える生徒に対する、学校、教育委員会、家庭裁判所の具体的な行動連携の在り方について協議を行い、多摩地区の生活指導の充実を図る。

第2 東京都教育庁出張所

(1) 設置

教育庁出張所は、管轄区域内の町村の教育に関する事務の適正な処理を図り、必要な指導・助言及び支援並びに町村教育委員会との間の連絡調整等を行うため、島しょ地域の大島、三宅、八丈の3か所に設置している。

(2) 管轄区域

(令和5年4月1日現在) (単位:校)

出張所名	管轄区域	小学校	中学校	計
教育庁大島出張所	大島町、利島村、新島村、神津島村	7	7	14
教育庁三宅出張所	三宅村、御蔵島村	2	2	4
教育庁八丈出張所	八丈町、青ヶ島村	4	4	8

(3) 所管事務

ア 町村教育委員会の連絡調整並びに町村の教育に関する事務の適正な処理を図るために必要な指導、助言及び支援に関すること。

イ 町村立学校の教職員の人事、給与等に関すること。

ウ 町村立学校の教職員の福利厚生、教職員住宅の維持管理等に関すること。

エ 社会教育、青少年教育及び視聴覚教育の振興並びに文化財の保護に関すること。

オ フィルムライブラリーの運営に関すること。

カ 学校給食及び学校保健に関すること。

第3 東京都学校経営支援センター

1 概要

東京都学校経営支援センターは、都民の都立学校に対する多様な教育ニーズや環境の変化に柔軟に対応し、より質の高い教育サービスを提供するため、都内3か所（それぞれに支所を置く。）に設置されている。

学校経営支援センターは、学校訪問を通して学校の課題を的確に把握し、各学校の実態に応じた機動的できめ細かい支援を行っている。

また、学校経営支援センターは、校長がリーダーシップを発揮して、より自律的な学校経営を行えるよう、個々の学校の特色化の実態を踏まえつつ、教育活動の実態把握を十分に行った上で校長の学校経営を組織的にサポートしている。

さらに、経営企画室が積極的に学校経営に参画し、学校の経営機能が一層強化できるよう支援を行っている。

2 主な業務

- (1) 都立学校の学校経営計画その他の学校経営の支援に関すること。
- (2) 都立学校の教育課程その他の教育活動の支援に関すること。
- (3) 都立学校の教職員の人事、給与その他の人事管理の支援に関すること。
- (4) 都立学校の予算、決算、会計及び契約の支援に関すること。
- (5) 都立学校の施設及び設備の維持管理の支援に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために必要な事業

3 管轄都立学校（令和4年4月1日現在）

(1) 東部学校経営支援センター（84校）

ア 高等学校	61校
イ 特別支援学校	20校
ウ 中等教育学校	1校
エ 附属中学校	2校

東部学校経営支援センター管轄校

一橋高等学校	日比谷高等学校	六本木高等学校	新宿山吹高等学校	小石川中等教育学校
竹早高等学校	向丘高等学校	工芸高等学校	浅草高等学校	上野高等学校
忍岡高等学校	白鷗高等学校	白鷗高等学校 附属中学校	藏前工業高等学校	青山高等学校
広尾高等学校	竹台高等学校	荒川工業高等学校	青井高等学校	足立高等学校
足立新田高等学校	足立西高等学校	足立東高等学校	江北高等学校	淵江高等学校
足立工業高等学校	小台橋高等学校	葛飾野高等学校	南葛飾高等学校	葛飾総合高等学校
農産高等学校	本所工業高等学校	葛飾商業高等学校	文京旨学校	葛飾旨学校
葛飾ろう学校	花畑学園	水元特別支援学校	足立特別支援学校	葛飾特別支援学校
水元小合学園				

東部学校経営支援センター支所管轄校

晴海総合高等学校	三田高等学校	芝商業高等学校	日本橋高等学校	墨田川高等学校
本所高等学校	両国高等学校	両国高等学校 附属中学校	城東高等学校	東高等学校
深川高等学校	科学技術高等学校	墨田工業高等学校	江東商業高等学校	第三商業高等学校
大江戸高等学校	八潮高等学校	大森高等学校	蒲田高等学校	美原高等学校
六郷工科高等学校	大田桜台高等学校	つばさ総合高等学校	江戸川高等学校	葛西南高等学校
小岩高等学校	小松川高等学校	篠崎高等学校	紅葉川高等学校	葛西工業高等学校
橘高等学校	城南特別支援学校	墨東特別支援学校	矢口特別支援学校	墨田特別支援学校
江東特別支援学校	港特別支援学校	白鷺特別支援学校	品川特別支援学校	青山特別支援学校
鹿本学園	城東特別支援学校	臨海青海特別支援学校		

(2) 中部学校経営支援センター（85校）

ア 高等学校	64校	（島しょ地区の高等学校7校を含む。）
イ 特別支援学校	17校	
ウ 中等教育学校	2校	
エ 附属中学校	2校	

中部学校経営支援センター管轄校

新宿高等学校	大崎高等学校	小山台高等学校	駒場高等学校	桜修館中等教育学校
目黒高等学校	国際高等学校	総合芸術高等学校	田園調布高等学校	雪谷高等学校
桜町高等学校	千歳丘高等学校	深沢高等学校	松原高等学校	芦花高等学校
園芸高等学校	世田谷総合高等学校	総合工科高等学校	世田谷泉高等学校	第一商業高等学校
富士高等学校	富士高等学校 附属中学校	荻窪高等学校	杉並高等学校	豊多摩高等学校
西高等学校	杉並総合高等学校	三鷹中等教育学校	神代高等学校	調布北高等学校
狛江高等学校	大島高等学校	大島海洋国際高等学校	新島高等学校	神津高等学校
三宅高等学校	八丈高等学校	小笠原高等学校	久我山青光学園	中央ろう学校
光明学園	青島特別支援学校	しいの木特別支援学校	中野特別支援学校	永福学園
田園調布特別支援学校				

中部学校経営支援センター支所管轄校

戸山高等学校	鷺宮高等学校	武蔵丘高等学校	中野工業高等学校	農芸高等学校
杉並工業高等学校	豊島高等学校	文京高等学校	千早高等学校	稔ヶ丘高等学校
飛鳥高等学校	板橋有徳高等学校	王子総合高等学校	桐ヶ丘高等学校	板橋高等学校
大山高等学校	北園高等学校	高島高等学校	北豊島工業高等学校	井草高等学校
大泉高等学校	大泉高等学校 附属中学校	大泉桜高等学校	石神井高等学校	田柄高等学校
練馬高等学校	光丘高等学校	練馬工業高等学校	第四商業高等学校	赤羽北桜高等学校
大塚ろう学校	北特別支援学校	大泉特別支援学校	王子特別支援学校	高島特別支援学校
石神井特別支援学校	板橋特別支援学校	練馬特別支援学校	志村学園	

(3) 西部学校経営支援センター（86校）

ア 高等学校	61校
イ 特別支援学校	21校
ウ 中等教育学校	2校
エ 附属中学校	1校
オ 付属小学校	1校

西部学校経営支援センター管轄校

片倉高等学校	翔陽高等学校	八王子拓真高等学校	八王子北高等学校	八王子東高等学校
富士森高等学校	松が谷高等学校	南多摩中等教育学校	八王子桑志高等学校	立川国際中等教育学校
立川国際中等教育学校 附属小学校	砂川高等学校	立川高等学校	府中高等学校	府中西高等学校
府中東高等学校	農業高等学校	府中工業高等学校	昭和高等学校	調布南高等学校
小川高等学校	成瀬高等学校	野津田高等学校	町田高等学校	山崎高等学校
町田工業高等学校	町田総合高等学校	日野高等学校	日野台高等学校	南平高等学校
国立高等学校	第五商業高等学校	永山高等学校	若葉総合高等学校	八王子盲学校
立川学園	町田の丘学園	八王子東特別支援学校	多摩桜の丘学園	府中けやきの森学園
武蔵台学園	七生特別支援学校	調布特別支援学校	南大沢学園	八王子西特別支援学校
八王子特別支援学校				

西部学校経営支援センター支所管轄校

武蔵高等学校	武蔵高等学校 附属中学校	武蔵野北高等学校	多摩高等学校	青梅総合高等学校
拝島高等学校	小金井北高等学校	小金井工業高等学校	多摩科学技術高等学校	小平高等学校
小平西高等学校	小平南高等学校	東村山高等学校	東村山西高等学校	国分寺高等学校
福生高等学校	多摩工業高等学校	東大和高等学校	東大和南高等学校	清瀬高等学校
東久留米総合高等学校	久留米西高等学校	上水高等学校	武蔵村山高等学校	羽村高等学校
秋留台高等学校	五日市高等学校	田無高等学校	保谷高等学校	田無工業高等学校
瑞穂農芸高等学校	小平特別支援学校	村山特別支援学校	あきる野学園	青峰学園
羽村特別支援学校	小金井特別支援学校	清瀬特別支援学校	田無特別支援学校	東久留米特別支援学校

4 事業内容

(1) 管理課

- ア 確定払旅費の計算及びデータ入力等・諸手当の認定等
- イ 契約事務
- ウ 学校施設の修繕及び小規模改修
- エ 学校設備の保守点検

(2) 経営支援室

ア 学校経営支援業務

- (ア) 学校経営の状況把握と相談業務
- (イ) 学校経営診断の実施
- (ウ) 予算編成・執行、施設整備支援
- (エ) 危機管理対応支援
- (オ) 校長連絡会の開催
- (カ) 学校PR等の支援

イ 教育活動支援業務

- (ア) 教育課程の管理・適正化
- (イ) 教育課程編成・実施の支援
- (ウ) 授業改善の支援
- (エ) 生活指導等への支援
- (オ) 教育課題への対応支援
- (カ) 学科・コース改善等の支援
- (キ) 地域・関係機関等外部との連絡調整

ウ 人事管理支援業務

- (ア) 教職員の人材情報の収集・提供
- (イ) 校長の人事構想を踏まえた教職員の人事異動
- (ウ) 適切な人事考課の実施
- (エ) 管理職候補者の発掘・育成
- (オ) 教員の資質能力の向上

5 主な学校支援の実績

(単位：件)

No.	所管	業務内容	内訳	R3 実績
1	管理課管理担当	手当等業務	手当等認定 (通勤・扶養・児童・ 住居手当、講師第二種 基礎報酬)	34,937
			旅費審査	337,809
			初任給決定	531
2	管理課検収担当	検収業務	検収	180
3	管理課 経理第一担当	契約業務 (主に委託契約・ 役務契約)	学校からの契約請求	4,977
			契約	1,393
4	管理課 経理第二担当	契約業務 (主に物品契約・ 賃借契約)	学校からの契約請求	126,138
			契約	2,732
5	管理課施設担当	施設業務	起工業務	48
			修繕	4,746
			保守点検	1,948
6	経営支援室	学校支援業務	学校訪問	3,265
			事故対応業務	499
			人事関係業務 (講師任用、休職、 兼業・兼職処理)	9,387

第4 東京都教職員研修センター

1 事業方針

東京都教職員研修センターは、東京都における教育の充実及び振興を図るため、研修・研究を一元化し、効率的で充実した研修を実施するとともに、研究機能の充実を図ることを目的として、次の事業を行う。

- ア 公立学校の教職員の研修に関すること。
- イ 東京都教育委員会の任命に係る職員（教職員を除く。）の研修に関すること。
- ウ 教育に関する専門的、技術的事項の調査研究に関すること。
- エ 教育に関する資料の収集及び活用並びに教職員に対する研究相談に関すること。
- オ このほか、目的を達成するために必要な事業

2 教員研修事業

東京都教職員研修センターは、東京都教育ビジョン（第4次）や東京都教育施策大綱に示された教員の資質・能力の向上等を図るため、職層や経験に応じた研修、教員の専門性を高める研修・研究を実施している。

(1) 研修の種類

経験や職層に応じた研修	職層研修	学校の管理職に求められる学校マネジメント能力を育成する研修や、組織人としての意識を啓発し、組織貢献力や外部折衝力を身に付け、組織的課題解決ができる人材を育成する研修
	年次研修	教員として必要な能力を育成するため、若手教員に対して幅広い知見、使命感や実践的指導力を育成する研修 教職経験に応じて、児童・生徒等に対する指導技術や組織的に課題を解決する能力を育成する研修
教員の専門性を高める研修	リーダー養成研修	教科等・教育課題、行政課題、授業力向上等の学校の実情に応じた課題解決能力と、高い専門性を有するリーダーを育成する研修 教職大学院、東京教師道場、東京都教員研究生等の修了者が、研修の成果を生かし学校や各地域の研修・研究を充実させることを推進する研修
	教科等・教育課題研修	教員の授業力や生活指導力等の向上を図るため、教員一人一人の能力・ニーズに応じた研修や、学習指導要領の内容や理念を実現するための教育実践に役立つ実効性のある研修 社会の変化や学校の実情に対応した教育課題の解決を図るための研究を充実するとともに、その成果を活用した研修

(2) 研修の体系

職 階	各職に応じて求められる 役割や能力	Off-JT (オンライン研修を含む)				OJTの推進・ 自己啓発支援
		職階や経験に応じた研修		教員の専門性を高める研修		
		職階研修	年次研修	リーダー養成研修	教科等・教育課題研修	
教育管理職	<p>【校長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校内外の重要関係に基づいた学校経営方針を作成・提示し、広い視野でリーダーシップを発揮し、学校の発展を推進する。 ○教職員の状態や年齢に応じ、皆々の働きやすい職場環境を構築し、推進する。 ○学校内外との関係やコミュニケーションを推進して、学校とより多くの関係者の相互理解により、学校の教育力を高める。 <p>【副校長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校経営方針の実現化に向けた方策を作成・提示し、リーダーシップを發揮して教育活動の推進の中心となり、校長と共に学校を推進する。 ○教職員の成長意欲を熱心に促し、組織的な課題解決に向けて、校長と共に働きやすい職場環境を推進する。 ○学校内外のコミュニケーションの中心的役割を担い、学校の教育力を高める。 	<ul style="list-style-type: none"> ●国立学校校長研修 ●人事考課評価者訓練 ●公立学校校長候補者研修 ●公立学校副校長研修 ●統括指導主事研修 				
教育管理職候補者	<p>○学校経営方針を受けて、他の職員に対してリーダーシップを発揮することで校長を支援し、必要なら学校経営ができる力を身に付ける。</p> <p>○副校長としてのコミュニケーションにより学校の課題を捉えて解決策を立案し、課題解決に向けて学習する。</p> <p>○学校の教育活動がコア・コンテナー研修を通して、学校の教育力が高まることを目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●教育管理職候補者研修 				
指導教諭・主幹教諭	<p>【指導教諭】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都立公立学校教員全体の授業力の向上を図る。 ○高い専門性と優れた指導力を活用し、自校や他校の教員の人材育成を推進することができ、 <p>【主幹教諭、主幹教諭(兼務)】</p> <p>主幹教諭(実務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○管理職を補佐しながら、教員を指導・育成するとともに、統括的に学校経営に関与する。 ○教員に対して指導・助言し、優秀な教師・指導員を育成し、指導力向上を支援することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●公立学校主幹教諭任用時研修 ●公立学校指導教諭任用時研修 				
主任教諭等	<p>【主任教諭、主任養護教諭、主任栄養教諭】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○主幹教諭を補佐しながら、校長事務などにおける学校運営上の重要な職務を履行する。 <p>【主任教諭】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自身の専門性を活用し、校長を支援するとともに指導や教諭等に対して助言や支援を行うことができる。 <p>【主任養護教諭】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○専門的な知識・技能を活用し、校長を支援するとともに指導や教諭等に対して助言や支援を行うことができる。 <p>【主任栄養教諭】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○専門的な知識・技能を活用し、校長を支援するとともに指導や教諭等に対して助言や支援を行うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●教育行政研修 ●東京都公立学校中堅教諭等資質向上研修Ⅱ ●東京都公立学校中堅教諭等資質向上研修Ⅰ 				
指導教諭(兼務)	<p>【教諭、養護教諭】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○主任教諭を補佐しながら、分掌業務の一員として職務を履行する。 ○自身の専門性について課題を自己研鑽に取り、知識や経験に基づき実践力を高めることができる。 <p>【栄養教諭】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○食に関する指導を推進するとともに、学校栄養職員としての知識や経験に基づき、調理や給食等、及び地域内の食育リーダーへの指導的役割を担う。 ○食に関する指導や学校給食の管理における栄養職員としての基礎的な力を身に付けることにより、実践に生かすことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●東京都公立学校中堅教諭等資質向上研修Ⅰ ●東京都公立学校主任教諭任用時研修 ●東京都教員育成研修 ●3年次研修 ●2年次研修 ●1年次(初任者)研修 				
指導教諭(兼務)・主任教諭	<p>【教諭】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学習指導、生活指導や学級経営において課題を認識し、適切に対応する。 ○学習指導、生活指導や学級経営における教員としての基礎的な力を身に付けるとともに、実践に生かすことができる。 <p>【養護教諭】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保健活動や健康づくりにおいて、児童生徒の健康に適切に対応し、適切に対応する。 ○保健管理や保健指導、保健実習における養護教諭としての基礎的な力を身に付けることにより、実践に生かすことができる。 <p>【栄養教諭】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○食に関する指導を推進するとともに、学校栄養職員としての知識や経験に基づき、調理や給食等、及び地域内の食育リーダーへの指導的役割を担う。 ○食に関する指導や学校給食の管理における栄養職員としての基礎的な力を身に付けることにより、実践に生かすことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●東京都教員育成研修 ●3年次研修 ●2年次研修 ●1年次(初任者)研修 				
指導教諭(兼務)・主任教諭	<p>【教諭】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学習指導、生活指導や学級経営において課題を認識し、適切に対応する。 ○学習指導、生活指導や学級経営における教員としての基礎的な力を身に付けるとともに、実践に生かすことができる。 <p>【養護教諭】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保健活動や健康づくりにおいて、児童生徒の健康に適切に対応し、適切に対応する。 ○保健管理や保健指導、保健実習における養護教諭としての基礎的な力を身に付けることにより、実践に生かすことができる。 <p>【栄養教諭】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○食に関する指導を推進するとともに、学校栄養職員としての知識や経験に基づき、調理や給食等、及び地域内の食育リーダーへの指導的役割を担う。 ○食に関する指導や学校給食の管理における栄養職員としての基礎的な力を身に付けることにより、実践に生かすことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●東京都教員育成研修 ●3年次研修 ●2年次研修 ●1年次(初任者)研修 				
新規採用者	東京都教職課程カリキュラム	東京都教員育成研修	東京都教員養成塾			

◎教職員専用Webページ
(マイ・キャリア・ノート)

◎研修動画の配信

◎都教委訪問
(オンライン実施を含む)

◎食と地域研修支援事業
(オンライン実施を含む)

◎教員研修のための
講師認定事業

◎研究推進団体支援事業

◎教育課題研究

◎教育資料閲覧室・
教科書センター・
レファレンス

◎人権教育資料センター

専門性向上研修【7】
:校長、副校長、教育
管理職候補者等
学校運営に必要なマ
ネジメント能力を身に
付け、管理職としての
資質・能力を高める。

●派遣研修
教職員支援機構・
特別支援教育総合研
究所等が主催する研
修への推薦

●派遣研修
教職員支援機構・
特別支援教育総合研
究所等が主催する研
修への推薦

●派遣研修
教職員支援機構・
特別支援教育総合研
究所等が主催する研
修への推薦

●派遣研修
教職員支援機構・
特別支援教育総合研
究所等が主催する研
修への推薦

●派遣研修
教職員支援機構・
特別支援教育総合研
究所等が主催する研
修への推薦

専門性向上研修【1】
:基礎的・実践的研
修(数時等・1～8日)
学習指導、生活指
導、学級経営等に関
する基礎的・基本的な
力を身に付ける。

(3) 令和4年度教員研修実施状況

令和5年3月31日現在

研 修 等		4年度受講者数 (人)
職層研修		
	教育管理職等研修	3,305
	主幹教諭・指導教諭・主任教諭研修	4,021
	指導改善研修	2
東京都若手教員育成研修		
	1年次(初任者)研修	2,481
	2年次・3年次研修	5,586
	新規採用者研修	147
中堅教諭等資質向上研修		3,199
専門研修等		
	専門研修	
	教科等に関する研修	2,270
	教育課題に関する研修	3,201
	特別支援・幼児教育等	1,513
	その他の研修	171
	小計	8,155
	一人一台端末・デジタル機器	2,659
	学校教育相談研修	50
東京教師道場		
	部員	831
	リーダー	185
教職大学院派遣研修		28
特別支援教育コーディネーター研修		1,094

(4) 東京教師道場

ア 目的 東京都立学校の児童・生徒の学力向上を図るため、2年間にわたる授業研究等を通して、教員の授業力を一層高めるとともに、他の教員を指導する資質・能力を育成する。

イ 対象 東京都立学校教員

ウ 実施体制

(7) 部員 (800人)

部員は指導者・リーダーから継続的に指導・助言を受ける。

<資格>

- ① 教職経験年数が4年から10年程度の教員
- ② 教科等の指導において高い専門性を身に付けたい教員
- ③ 校長が指導的役割を担えるよう育成したい教員

(4) リーダー (200人)

リーダーは指導者の指導の下、部員の授業力向上に向けた指導・助言を行うとともに自らの資質・能力の向上を図る。

<資格>

- ① 東京都におけるリーダー養成研修を修了した教員
- ② 東京都教育研究員、東京都研究開発委員会委員、東京都多摩地区教育推進委員会委員等を修了した教員
- ③ 校内等で若手教員育成の実績のある主任教諭、主幹教諭、指導教諭
- ④ 教科等の指導において専門性が高い主任教諭、主幹教諭、指導教諭

※ 部員・リーダーは、校長及び区市町村教育委員会（都立学校は校長）から推薦された教員及び東京都教育委員会が適格であると認めた教員の中から東京都教育委員会が決定する。

エ 指導者

指導主事、学習指導専門員等を充て、東京教師道場の企画・運営を行い、リーダー及び部員に対して指導・助言を行う。

オ 教科等

国語、社会、地理歴史、公民、算数、数学、理科、生活、体育、保健体育、音楽、図画工作、美術、芸術、外国語活動、外国語、家庭、技術・家庭、情報、工業・商業・農業等、道徳、総合的な学習の時間、総合的な探究の時間、特別活動、人間と社会、特別支援教育（視覚障害、聴覚障害（言語障害を含む。）、肢体不自由、知的障害、情緒障害、病弱）

3 OJTや自己啓発及び研究への支援

東京都教職員研修センターでは、人材育成の三つの手段（通所研修《O f f - J T》・O J T・自己啓発）の関連を図った研修運営を推進しており、優れた教育実践や多様な教育情報の提供や、学校のニーズに対応した都教委訪問の実施により、校内研修などのO J T、教員の自己啓発や研究などの様々な支援を行っている。

(1) 教育資料閲覧室・教科書センター

(令和5年3月31日現在)

ア 目的

図書（教科用図書含む）、雑誌、研究報告書など、教育に関する資料を収集・整理するとともに、図書管理システムによるデータベースを作成し、検索・閲覧・提供ができるようにする。

区 分	収蔵（収録）総数
図 書	約 44,700 冊
雑 誌	約 100種類
研究報告書等	約 51,500 冊

イ 対象

東京都公立学校教職員を中心とした教育に関する研究を目的とする者、その他センター所長が利用を認めた者

ウ 図書等の収集・整理

令和5年3月31日現在の図書等の収蔵数は表のとおりであり、教育関係の雑誌については、主要なものを合本して利用の便を図っている。

(2) 都教委訪問

ア 目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、指導主事が、都立学校や区市町村教育委員会からの指導、助言又は援助の依頼に応じ、教育に関する事務（教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導、教科書その他の教材の取扱い、研究会及び講習会の処理、学校運営など）の適正な処理を図るため学校訪問を行う。

イ 対象

都内公立学校

ウ 内容

- (ア) 各教科等に関する授業改善及び授業力向上
- (イ) 幼児・児童・生徒理解に焦点を当てた指導
- (ウ) 学校等の研修・研究への支援
- (エ) 東京都教育委員会の教育施策等の普及・推進 等

(3) 東京都教育委員会研究推進団体支援事業

ア 目的

東京都教育委員会の教育目標を踏まえ、教員の教科等の専門性を育成に資する研究活動を行う東京都教育委員会研究推進団体に対し、研究活動の促進、研究活動の支援及び研究成果の普及を図る。

イ 対象

東京都教育委員会が認定した東京都教育委員会研究推進団体（令和4年度142団体）

ウ 内容

- (7) 東京都教育委員会研究推進団体が企画する研究会等に指導主事等を派遣する。
- (4) 東京都教育委員会研究推進団体の研究活動の促進のため、研修センターの研修室を貸出す。
- (9) 東京都教育委員会研究推進団体が主体的に実施する研修の研究会を活性化するため、研修センターのウェブページに研究推進団体の運営するウェブページや研究会の関係通知等をリンクし、紹介する。

(4) 教員研修のための講師認定事業

ア 目的

教育課題及び教科等の指導に高い専門的知識・技能を有する教職員を教員研修のための講師として認定し、校内研修等を支援・活性化するとともに、東京都公立学校の教員のモラル及び資質・能力の向上を図る。

イ 対象

都内公立学校の全教職員

ウ 内容

- (7) 認定
 - 研修及び研究の分野で顕著な実績を有し、教員研修のための講師としての適格性をもつ者を都立学校長及び区市町村教育委員会から推薦を受け、教職員研修センターが適格性を判断し、認定講師として認定する。
- (4) 派遣
 - 校内研修や区市町村教育委員会等が主催する研修では、認定講師の派遣を、認定講師の所属長宛てに依頼することができる。
- (9) 報告
 - 認定講師は、研修終了後、所属長へ訪問報告書を提出し、所属長は、教職員研修センターへ提出する。
 - また、年2回、同様に活動報告書を提出する。

(5) 教員研修の動画配信

ア 目的

教員の自己啓発支援、校内研修の充実によるOJTの推進及び通所研修の協議、演習型への質的転換を図る。また、産休・育休中の教員、休職中の教員及び島しょ地区の学校に勤務する教員の自己啓発支援を図る。

イ 対象

東京都の公立学校の全教職員

ウ 内容

学習指導要領のポイント、国語科の授業づくりの基礎・基本、社会的な見方・考え方を働かせて考察する指導の工夫、算数科・数学科の授業づくり、特別支援教育の推進 等

(6) 教育課題に対応した研究及び研究成果の活用

ア 教育課題研究

「東京都教育施策大綱」や「東京都教育ビジョン（第4次）」を踏まえ、東京都教育委員会の教育目標や基本方針に示された教育課題の解決に資する研究を行う。

また、研究紀要や指導資料等を作成し、学校等へ配布するとともに、研究発表会の開催やウェブページへの掲載、教科等・教育課題研修等での活用などを通して、研究成果の普及・啓発を図る。

令和4年度 研究主題

小・中学校における学習者用デジタル教科書等を活用した学びの追究に関する研究（2年次）
特別支援教室及び通級における指導に関する研究（1年次） 一発達の段階を踏まえた自立活動の指導の充実
第15回 東京都公立幼稚園・こども園5歳児の運動能力に関する調査研究

イ 人権教育

(7) 目的

教育庁総務部、指導部等と連携しながら、人権教育の推進に資するための資料等の収集・整備、研究成果や資料等の研修への活用により、人権教育の研究を推進する幼稚園・こども園、学校への支援を行う。

(1) 内容

- ① 人権教育資料センターにおけるDVD教材・書籍等の収集と整備及び情報提供を行う。
- ② 人権教育に関する研修等において、人権教育の推進に資するDVD教材等や研究成果・資料等を活用し、研修内容を充実させる。

4 行政職員研修事業

東京都教職員研修センターでは、教育庁事務局及び学校に勤務する新任から管理・監督者までの行政系職員の局研修を企画・実施している。内容は、職層研修、職能研修、課題研修などである。

令和4年度職員研修実施状況

研 修 名		対 象			4年度受講者数		
		小中	都立	事務局			
職 層 研 修	新任研修	新任職員研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	○	○	○	192	
	現任研修	転入職員研修		○	○	○	115
		小中学校事務職員研修Ⅰ		○			81
		小中学校事務職員研修Ⅱ		○			72
		採用2年目研修（説明の仕方研修）	（全5回）	○	○	○	144
		採用2年目研修（資料の作り方研修）	（全5回）	○	○	○	149
		採用2年目研修（文書の書き方研修）	（全2回）	○	○	○	90
		採用3年目研修（教育行政課題研修）		○	○	○	135
		採用4年目研修		○	○	○	104
	文章作成技法A		○	○	○	200	
	主任研修（新任）		○	○	○	84	
	監督者研修	課長代理・経営企画室長研修（新任）		○	○	○	38
	管理者研修	コンプライアンス・人権問題	（全2回）		○	○	182
		業績評価等				○	234
	人事考課基礎研修			○	○	eラーニング	
職 能 研 修	専門実務研修	学校司書研修		○		24	
		看護職員研修			○	0	
		社会教育主事等研修 ※生涯学習課実施				○	—
		図書館司書等研修 ※中央図書館実施				○	—
	栄養士等研修 ※義務教育課等実施		○	○		—	
	一般実務研修	学事事務（高校）			○		55
		施設管理事務			○		51
		財産管理事務			○		42
		予算事務			○		62
		契約事務			○		80
文書事務・情報公開・個人情報保護			○	○	○	52	
給与・旅費事務		○	○	○	235		

研 修 名		対 象			4年度受講者数	
		小中	都立	事務局		
課題研修	コンプライアンス・人権問題（同和問題）	(全12回)	○	○	○	eラーニング
	東京都のサイバーセキュリティ・個人情報保護			○	○	
	東京都環境マネジメントシステム科研修				○	
	東京の様々な人権課題			○	○	
	コンプライアンス推進研修			○	○	
	「東京の防災対策」研修			○	○	
	障害者差別解消等に関する研修			○	○	
	人権課題研修		○	○	○	169
	スキルアップ研修		○	○	○	
パソコン研修	パソコン研修－W o r d 活用－	(全2回)	○	○	○	52
	パソコン研修－E x c e l 基礎－	(全2回)	○	○	○	49
	パソコン研修－E x c e l 応用－	(全4回)	○	○	○	97
	パソコン研修－E x c e l V B A－	(全1回)	○	○	○	82
	パソコン研修－A c c e s s－	(全2回)	○	○	○	19
合 計					3,840	

5 次代を担う人材の育成

(1) 東京教師養成塾

ア 目的

教員を養成している大学、学校経営支援センター及び区市町村教育委員会と連携し、実践的な指導力や社会性を身に付けた人材を養成する。実践的な指導力や教職に必要な素養を身に付けた人材を養成する。

イ 対象

東京教師養成塾連携大学として協定を締結している大学の3年生及び大学院生150人以内。

ウ 内容

年間40日以上の特別教育実習、年間10回の教科等指導力養成講座を実施する。

(2) 次世代リーダー育成道場

ア 目的

事前研修や海外留学・事後研修を通して、将来、様々な分野で活躍し、世界や日本の将来を担う人材を育成する。

イ 対象

都立中学校、都立中等教育学校及び都立高等学校に在籍する生徒 200人以内

ウ 内容

事前研修で、リーダーシップ論、英語実践演習、講義、個人研究、日本の歴史、伝統・文化に関する学習等を行い、海外で通用する英語力や広い視野、世界に飛び出すチャレンジ精神等を育成した後、英語圏の国で約11か月の留学を行う。

留学先では、ホームステイをしながら現地の高校に通学し、国際社会で活躍できる人材に必要な国際感覚やコミュニケーション能力を養う。

また、留学後の事後研修として、成果報告会、個人研究の発表、英語能力試験等を実施する。

第5 東京都教育相談センター

1 事業方針

学校及び家庭における幼児、児童、生徒等の教育についての相談を実施し、もって東京都における学校教育及び家庭教育の充実及び振興に寄与する。以上の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ア 都民に対する教育相談の実施に関すること
- イ 教育相談に係る専門的事項の調査研究に関すること
- ウ 学校及び家庭における教育の支援に関すること
- エ 相談事業を実施する東京都の他の機関並びに区市町村教育委員会との連携事業の実施に関すること
- オ 区市町村教育委員会が実施する相談事業への支援に関すること
- カ 上記以外で、目的を達成するために必要な事業

2 主要事業

(1) 相談事業（幼児から高校生相当年齢までの子供が対象）

- ア 電話相談
 - (7) 教育相談一般
 - 子供、保護者等から寄せられる教育に関する相談を受け、共に考えることで不安・悩みの軽減を図るとともに、助言・他機関の紹介、来所相談受付等を行う。
 - 相談内容……いじめ、友人関係、学校生活、不登校、子育ての悩みや不安、家族関係、発達障害、自傷行為、家庭内暴力、体罰、ヤングケアラーに起因する問題などの相談
 - (4) 高校進級・進路・入学相談
 - 子供、保護者等から寄せられる都立高等学校への進級・進路・入学に関する相談を受け、助言、情報提供、資料発送、来所相談受付等を行う。
 - (6) 通訳を介した外国人児童・生徒の高校等進路相談・教育相談
 - 児童・生徒及びその保護者に対し、子供の教育に関わる相談及び高校進級・進路・入学等に関する情報提供等を行う。日本語を十分に話すことが困難な外国人の子供、保護者等からの相談に対応するため、毎週金曜日の午後1時から午後5時まで英語、中国語、韓国・朝鮮語の通訳を介した相談を受け付けている。
- イ 来所相談
 - (7) 教育相談一般
 - 子供、保護者等を対象に教育に関する相談を受け、心理職等の職員が継続的な相談等を行い、解決に向けての支援を行う。
 - (4) 高校進級・進路・入学相談
 - 子供、保護者等を対象に都立高等学校入学及び進路変更等に伴う転学や編入

学に関する情報提供等を行う。チャレンジスクールをはじめとする都立高等学校の特色の紹介、情報提供等、進路に係る相談を行う。年16回程度、「進路相談会」を土曜日に実施している。

(ウ) 通訳を介した外国人児童・生徒の高校等進路相談・教育相談

日本語を十分に話すことが困難な外国人の子供、保護者等からの相談に対応するため、英語、中国語、韓国・朝鮮語の通訳を介した相談を行う。

ウ メール相談

子供や保護者等から電子メールで寄せられる教育に関する相談について対応する。

エ SNS等教育相談

都内在住又は在学の中学生及び高校生（相当年齢）の子供本人からの教育相談に、SNS等を活用し対応する。

(2) 青少年リスタートプレイス事業・思春期サポートプレイス事業

「青少年リスタートプレイス」では、高等学校を中途退学、又は就学経験のない方及び不登校の状態にある方や登校しぶりの方等とその保護者を支援している。

「思春期サポートプレイス」では、主に学齢期・思春期の不登校やひきこもり状態にある方について、学校復帰や社会参加に向けて、心理や医療の専門家を交え共に考える場を保護者に提供している。

ア 青少年リスタートプレイス

(ア) リスタート登録

継続的な支援を希望する方からの登録（リスタート登録）を受け付け、進路に関する情報や事業案内等を定期的に発信する。

(イ) 就学サポート

現にいずれの学校にも籍を有していない方の進路実現を図るため、青少年リスタートプレイス登録者であり、現在どの学校にも籍がない子供本人に対して、進路に関する面接を計画的・継続的に行い、都立高等学校等への就学に向けた支援を行う。

(ウ) リスタートのための学校説明会

年3校程度、特色のある教育課程を実施している都立高校（チャレンジスクールや昼夜間定時制、通信制等）の説明会を開催する。

イ 思春期サポートプレイス

(ア) 思春期サポートプレイス講演会

不登校やひきこもりの状態にある子供の学校復帰や社会参加に資するテーマで年3回、都内在住、在勤、在学の方を対象に開催する。

(イ) 思春期サポートプレイスグループミーティング

当センターの心理職を交えて、保護者同士が体験や気持ちを共有し、子供の学校復帰、社会参加に向けて話し合うグループミーティングを開催する。リスター

ト登録をした方及び当センターの来所による教育相談を利用されている方の中から、対象となる方に御案内する。

(3) 学校等支援事業

ア 教職員等からの相談

教職員等からの児童・生徒等の理解と対応や教育相談の推進等に係る相談を電話及び来所相談等で受け、その問題解決に向けて助言等支援を行う。

イ 学校等への派遣

(7) 所員及び専門家アドバイザースタッフ（心理の専門家等）の派遣

- ① 一般訪問：いじめ、不登校、集団不適應等の未然防止及び対応のため、児童・生徒の面接及び事例検討並びに研修を行うため派遣する。
- ② 緊急支援：児童・生徒等に関わる事件・事故が発生した際に、幼児、児童・生徒、教職員及び保護者の心のケアと学校（園）における日常性を取り戻すため学校等に派遣し支援を行う。

(4) 学生派遣の紹介

不登校や集団不適應等の改善に向けて支援するため、児童・生徒等の話し相手や遊び相手として心理学や教育学等の教育課程のある大学等を学校に紹介し、連携を提案する。

ウ 都立学校教育相談担当者連絡会

都立学校教職員の教育相談に関する資質向上及び学校の教育相談活動等の充実に向けて、都立学校教育相談担当者連絡会を実施する。

エ 区市町村連携（教育相談主管課長連絡会、教育相談担当者連絡会）

東京都における教育相談のより一層の充実、振興に資するため、各区市町村立教育相談所（室）及び教育支援センターとの連携、協力を推進する。

(4) 学校問題解決サポートセンター

多様化・複雑化する、保護者や地域住民の要望への対応など、学校だけでは解決困難な問題に対して、公平・中立の立場でその解決に向けて助言を行う。

また、学校の管理職等対象の講演会等を開催し、学校問題の未然防止及び学校の初期対応能力の向上を図る。

ア 相談事業

(7) 電話相談

学校等及び保護者等からの相談を受け、所員が助言をする。

(4) 専門家等からの助言

相談を受けた案件のうち必要に応じて、専門家等の助言を受け、回答する。

※ 専門家等：弁護士、精神科医、公認心理師等、警察職員経験者、行政書士、スクールソーシャルワーカー、民生児童委員代表、保護者代表

(9) 第三者的機関としての解決策提示

当センターが学校等だけでは解決困難と判断した案件について、当事者双方の合意の下、それぞれの意見を聴取した上で、専門家等で構成するケース会議において解決策を協議し提示する。

(エ) 「いじめ等の問題解決支援チーム」

いじめや児童・生徒等に関わる問題について、迅速かつ適切に対応するため、学校や教育委員会等からの相談に応じ、少人数の専門家等による「いじめ問題解決支援チーム」により、機動的かつ早期の問題解決を図る。

イ 学校問題の未然防止及び初期対応能力の向上

(ア) 学校経営支援センター学校経営支援主事及び区市町村教育委員会指導主事等対象の連絡会の実施

学校問題の未然防止及び早期解決に役立つ情報を提供し、学校経営支援センター及び区市町村教育委員会との連携強化を図る。

(イ) 専門家による管理職及び教職員等対象の講演会の実施

学校問題の未然防止及び学校の初期対応能力の向上を図るため、管理職及び教職員等を対象として専門家等による講演を行う。

(ロ) 管理職等対象の個別相談会の実施

学校等からの学校問題に関する相談に対し、専門家等が助言を行う。

(エ) 学校及び教育委員会等主催の講演会及び研修会等への講師派遣

学校問題の未然防止及び初期対応能力向上のための講演会及び研修会等に、要請に応じて所員又は専門家等を講師として派遣する。

3 東京都教育相談センターにおける相談事業等実施状況 (令和4年度)

(1) 相談総数

相談方法別相談総数 (単位：回)

相談方法	相談総数
電話相談	26,167
来所相談	6,506
	(1,007 件)
メール	275
SNS相談	5,936
計	38,884

(注) 相談総数は延べ回数であり、()内は相談件数である。

ア 電話相談

(7) 相談内容別相談数 (上位10項目) (単位：回)

相談内容	相談数
その他 (分類不能)	2,797
家族関係	2,762
高校入学	2,102
不登校	1,933
高校転編入	1,677
友人関係	1,639
学校・教師への苦情	1,400
いじめ	1,205
情緒不安定	1,068
学校・教師との関係	969

(イ) 相談者別相談数 (単位：回)

相談者	相談数	割合
保護者	16,273	62.2%
子供	5,255	20.1%
その他	4,639	17.7%
計	26,167	100.0%

(ウ) 相談年齢段階別相談数 (単位：回)

年齢段階	相談数	割合
就学前	722	2.8%
小学生	5,712	21.8%
中学生	7,191	27.5%
高校生	8,095	30.9%
高校中退	133	0.5%
その他	4,314	16.5%
計	26,167	100.0%

イ 来所相談

(7) 相談内容別相談数 (上位5項目) (単位：件)

相談内容	相談数
高校入学	298
不登校	247
高校転編入	137
発達障害 (疑い)	59
情緒不安定	56

(イ) 相談者別相談数 (単位：回)

相談者	相談数	割合
保護者	3,958	60.8%
子供	2,424	37.3%
その他	124	1.9%
計	6,506	100.0%

(ウ) 相談年齢段階別相談数 (単位：件)

年齢段階	相談数	割合
小学生	30	3.0%
中学生	217	21.5%
高校生	472	46.9%
高校中退	78	7.7%
その他	210	20.9%
計	1,007	100.0%

ウ メール相談

(7) 相談内容別相談数 (上位5項目) (単位：回)

相談内容	相談数
学校・教師への苦情	72
高校入学	25
不登校	21
相談の間合せ	17
いじめ	15

(イ) 相談者別相談数 (単位：回)

相談者	相談数	割合
保護者	139	50.5%
子供	102	37.1%
その他	34	12.4%
計	275	100.0%

(ウ) 年齢段階別相談数 (単位：回)

年齢段階	相談数	割合
就学前	5	1.8%
小学生	77	28.0%
中学生	95	34.5%
高校生	90	32.7%
その他・不明	8	2.9%
計	275	99.9%

※小数第二位を四捨五入のため、合計が99.9になる。

(注) その他・不明には高等学校中退を含む。

エ SNS等による教育相談

(7) 相談内容別相談数(上位5項目) (単位:回)

相談内容	相談数
情緒不安定	1,124
友人関係	1,119
家族関係	647
その他(分類不能)	390
いじめ	276

(イ) 相談者別相談数 (単位:回)

相談者	相談数	割合
中学生	2,190	36.9%
高校生	2,072	34.9%
その他・不明	1,674	28.2%
計	5,936	100.0%

(ウ) 男女別回数 (単位:回)

年齢段階	相談数	割合
男	768	12.9%
女	4,847	81.7%
その他・不明	221	5.4%
計	5,936	100.0%

(注) その他・不明には高等学校中退を含む。

(2) 青少年リスタートプレイス事業

ア リスタート登録 93人登録

イ 就学サポート 子供を対象に7人支援、延べ73回実施

ウ 進路相談会 保護者、子供等を対象に16回開催、計75組、128人参加

(3) 思春期サポートプレイス事業

ア 講演会、保護者を対象に3回開催、延べ168人参加

イ グループミーティング、保護者を対象に5回開催、延べ16人参加

(4) 学校等支援事業

ア 教職員等からの相談

(7) 相談数 577回

(イ) 相談内容別相談数（教育相談上位5項目）（単位：回）

相談内容	相談数
相談の問合せ	60
学校教育相談の推進	50
自殺	29
発達障害（疑い）	21
情緒不安定	13

イ 学校等への派遣

(7) 所員及び専門家アドバイザースタッフ（心理の専門家等）の派遣

① 研修・事例検討等110人 緊急支援254人 計364人（延べ派遣人数）

② 校種別派遣数（研修・事例検討会等のみ）（単位：回）

校種	派遣数	割合
小学校	10	9.1%
中学校	8	7.3%
高等学校	34	30.9%
特別支援学校	8	7.3%
教育委員会等	50	45.5%
計	110	100.1%

※小数第二位を四捨五入のため、合計が100.1になる。

(イ) 学生派遣の紹介 0件

ウ 都立学校教育相談担当者連絡会 4回開催、計108人参加

エ 区市町村連携

(7) 教育相談主管課長連絡会 1回開催

(イ) 教育相談担当者連絡会 1回開催

(4) 学校問題解決サポートセンター相談

ア 電話相談

(7) 相談方法別相談総数 (単位：回)

相談方法	相談数
電話相談	965
	(927件)

(イ) 学校・教員への苦情 (646回) の主な内訳 (単位：回)

相談内容	相談数
教職員言動	384
管理職言動	115
生活指導	34
学習指導	27
部活動指導	18

(ウ) 相談者別相談数 (単位：回)

相談者	相談数	割合
保護者	813	84.2%
学校	62	6.4%
本人	30	3.1%
家族・親族	7	0.7%
教育委員会 学校経営支援センター	3	0.3%
関係機関	5	0.5%
その他・不明	45	4.7%
計	965	99.9%

※小数第二位を四捨五入のため、合計が99.9になる。

(エ) 校種別相談数

(単位：回)

校種	相談数	割合
就学前	12	1.2%
小学校	417	43.2%
中学校	201	20.8%
高等学校	221	22.9%
特別支援学校	26	2.7%
その他・不明	88	9.1%
計	965	99.9%

※小数第二位を四捨五入のため、合計が99.9になる。

- (ウ) 専門家等からの助言 1件
- (カ) 第三者的関としての解決策の提示 0件
- (キ) いじめ等の問題解決支援チームの対応 2件

イ 学校問題の未然防止及び初期対応能力の向上

- (7) 学校経営支援センター学校経営支援主事及び区市町村教育委員会指導主事等
対象の連絡会 2回開催
- (イ) 管理職等対象の講演会 1回開催
- (ウ) 管理職等対象の個別相談会 4校4事例について3回開催
- (エ) 学校等主催の講演会及び研修会等への講師派遣 30回派遣

問題の解決に向けた相談の流れ



保護者・地域住民

- 1) 「学校」へ。
- 2) 区市町村立学校の場合「区市町村教育委員会」へ
私立学校の場合「学校経営支援センター」へ。
- 3) ①②の順で相談しても解決できないときは、
「学校問題解決サポートセンター」へ。

相談者

区市町村立学校・私立学校（管理職）

- ① 区市町村立学校の場合「区市町村教育委員会」へ
私立学校の場合「学校経営支援センター」へ。
- ② 区市町村教育委員会や学校経営支援センターに相談しても解決できないときは、
「学校問題解決サポートセンター」へ。

区市町村教育委員会・学校経営支援センター

学校に対しても解決できないときは、
「学校問題解決サポートセンター」へ。

学校問題解決サポートセンター

☎ 電話相談

03-3360-4195

平日：午前9時から午後5時まで
(休日、年末年始を除く)



学校問題支援員（学校管理職経験者）・
指導主事が相談を受け、助言します。

専門的視点からの検討を要する場合

専門家等からの助言

相談条件を協議し、専門家等の助言を受け、サポートセンターから、文書等で回答します。

【専門家等】
弁護士、精神科医、公認心理師等、警察職員経験者、行政書士、スワールソーシャルワーカー、民生・児童委員代表、保護者代表

当事者双方からの申し出があった場合

第三者的機関としての解決策の提示

- ① 第三者の機関活用の合意
当事者双方から、解決に取り組むこと、助言を尊重することの合意を締めます。
- ② 当事者双方からの意見聴取
専門家等が、当事者双方からの意見聴取と解決策の協議を行います。
- ③ 解決策の提示
専門家等が解決策の調査と解決策の提示を双方に行います。



第6 社会教育施設

1 東京都立中央図書館

(1) 所蔵資料（令和5年3月31日現在）

図書224万7,008冊（特別文庫室資料24万3,637点）、新聞1,190種、雑誌6,440種

(2) 事業の概要

都立図書館（中央・多摩）は、組織的・機能的に一体的な運営を行い、都民サービスの充実向上に努めている。その中で中央図書館は、都立図書館の中心館として①都民及び利用者への高度・高品質な情報サービスの提供、②広範にわたる資料収集及び長期的保存、③都内公立図書館及び学校等への協力支援を行っており、令和2年度末に策定した3か年計画「都立図書館実行プラン2021-2023」に基づき事業を実施している。

ア 資料の収集と整理（令和4年度）

都立図書館の資料は、1点収集を原則とし、中央図書館が収集整理業務を行っている。

(ア) 収集

① 図書（単位：冊）

区分	情報サービス資料 (中央・多摩図書館)
購入	34,923 (6,838)
受贈	7,630 (102)
その他 (自館製作等)	23 (0)
計	42,576 (6,940)

(注) () 内は外国語資料で内数、年鑑年報を含む。

② 逐次刊行物

区分	年鑑 (単位：冊)	新聞 (単位：冊)		雑誌 (単位：種)	
		中央	多摩	中央	多摩
購入	1,481 (116)	118 (19)	35 (2)	822 (50)	3,021 (333)
受贈	2,900 (28)	244 (6)	47 (1)	1,066 (13)	3,008 (82)
計	4,381 (144)	362 (25)	82 (3)	1,888 (63)	6,029 (415)

(注) () 内は外国語資料で内数

(イ) 整理

(単位：冊)

資料種別	和図書	海外資料	年鑑年報	計
整理冊数	32,085	6,783	4,990	43,858

イ サービス事業 (令和5年3月31日現在)

(ア) 入館者数

開館日数281日、入館者数10万8,610人、1日平均387人であった。

(イ) 利用状況

- ① 閉架図書の利用冊数は18万9,241冊。複写は58万8,751枚。レファレンス件数は、口頭13,579件、電話2万2,331件、ファクシミリ2件、文書859件、電子メール2,689件、合計3万9,460件、1日平均140件であった。

なお、案内スタッフによる書架案内などの簡易な応対を合わせた総件数は4万3,005件であった。

② 特別文庫室

閲覧者数438人、閲覧冊数3,441冊、複写利用224件709冊

③ 音声・映像コーナー

利用者数227人、利用資料417点

(ウ) 政策立案支援サービス

レファレンス件数2,461件、都庁内貸出冊数846冊

(エ) 視覚障害者等サービス

利用登録者286人、音訳登録者87人、対面音訳利用者延べ260人、音訳時間1,109時間。録音テープ、デイジーの貸出し4,701タイトル。デイジー図書の作成34タイトル、図書の点訳作成5点。

音訳者の技術向上のため、音訳者講習会を2回開催した。

(オ) 協力支援事業

協力車等により、都内公立図書館へ5万8,496冊の図書（都立多摩図書館所蔵分を含む。）の協力貸出しを行うとともに、東京都立図書館統合検索により、相互貸借を促進した。

(カ) 学校支援事業

① 学校レファレンス支援サービス（都立多摩図書館分を含む。）

レファレンス件数18件、子供の読書に関する相談20件

② 中学校、高等学校の生徒受入れ

職場体験等5校17人、校外学習2校326人、

③ 講師派遣

「次世代リーダー育成道場」事前学習 2回

ウ 広報・広聴

(ア) 都立図書館ホームページの運用

トップページへのアクセス件数 69万3,579件

(イ) ソーシャルメディアの活用

東京都立図書館Twitter

（平成23年11月9日開始、令和5年2月8日に東京都カテゴリー別公式アカウント「東京都 子供・教育」に統合）

東京都立図書館Facebook（平成23年12月21日開始）

(ウ) チャットボットの活用

利用状況 13,384ルーム数（令和4年1月12日開始）

(エ) 事業概要（令和4年度版）の発行

エ 研修

(ア) 実務研修

都立図書館職員：初任者（新任・転入・会計年度任用）研修

(イ) 専門研修

図書館職員のサービス技術の一層の向上を図るため実施した。

① 都立図書館職員対象：職員研修（「イチから考えるデジタルアーカイブ-知識インフラを目指すために-」）

② 都内公立図書館職員等対象：情報サービス研修、障害者サービス研修、資料保全（製本）研修、講師派遣

(ウ) 派遣研修

都立図書館が取り組むべき運営・サービスの円滑な実施や改善を目指すため、

国や民間専門機関等が実施する各種の専門研修に司書職員を派遣した。

- (エ) 実習・インターンシップの受入れ
司書資格取得のために必要な「図書館実習」に相当する科目を履修する学生3人を実習生として受け入れた。

オ 資料検索

- (7) 東京都立図書館蔵書検索
都立図書館2館（中央・多摩）の所蔵資料を検索することができる。
検索回数899万4,800件
- (イ) 東京都立図書館統合検索
都内の公立図書館や国立国会図書館等の所蔵資料に加え、論文・雑誌記事や都立図書館のデジタル資料などを横断的に検索することができる。
検索回数200万6,151件

2 東京都立多摩図書館

(1) 所蔵資料（令和5年3月31日現在）

図書53万7,588冊（山本有三文庫資料1万3,560冊を含む。）、新聞196種、雑誌1万9,969種

(2) 事業の概要

多摩図書館は、雑誌の特性を活かしたサービスを行う「東京マガジンバンク」と児童・青少年資料サービスの事業を中心に展開している。

ア サービス事業（令和5年3月31日現在）

- (7) 入館者数
開館日数265日、4万7,988人、1日平均181人
- (イ) 利用状況
閉架資料の納冊数は9万8,547冊（図書2万1,743冊、雑誌7万6,804冊）
レファレンス件数は、口頭5,706件、電話5,443件、ファクシミリ0件、文書112件、電子メール476件、合計1万1,737件で、1日平均44件。資料の複写は12万5,012枚。
- (ウ) 視覚障害者等サービス
登録利用者110人、登録音訳者14人。対面音訳利用者延べ224人、対面音訳時間641時間。録音テープ5タイトル19巻、デジ資料1,543タイトル1,539枚を貸し出した。デジ図書17タイトルを作成した。
- (エ) 政策立案支援サービス
レファレンス件数112件、都庁内貸出冊数51冊

(ウ) 学校支援事業

- ① 児童・生徒の受入れ
校外学習 1校27人
- ② 選書支援、出張おはなし会等の支援
小学校 1校、高校 1校、特別支援学校 延べ16校
- ③ 学校支援のための冊子等の提供 291部
- ④ 講師派遣 2回
- ⑤ 教職員見学会の受入れ 1校30名

イ 研修

都内公立図書館職員等を対象に児童図書館専門研修Ⅰ、Ⅱ及び音訳者講習会を実施した。

3 ユース・プラザ

ユース・プラザは、青少年の自立と社会性の発達を支援し、青少年が多くの人々と直接的な交流ができる機会と場とを提供すること及び生涯学習の振興のため、広く都民に文化・学習活動、スポーツ活動や野外活動の機会と場とを提供することを目的とする施設である。

(1) 東京スポーツ文化館

区部に設置するユース・プラザは、文化・スポーツ型施設とし、青少年を中心として、多くの都民が文化・芸術活動やスポーツ活動を通して、交流、学習、研修活動など多様な活動を行う文化・スポーツの拠点とする。

ア 施設の提供

開館日数 361日

(休館日 4月11日(月)、6月10日(金)、9月12日(月)、12月12日(月))

イ 施設利用者数(令和4年度)

(7) 宿泊施設

宿泊者数(延べ人数) 31,449人		
内訳	少年	10,419人
	青年	3,457人
	一般	17,573人

(イ) スポーツ施設

利用者数(延べ人数) 160,288人

※文化・スポーツ教室、社会教育事業、フットサルコートでの利用者を除く。

内訳	団体利用人数	107,098 人	青少年 一 般	74,337 人 32,761 人
	個人利用人数	53,190 人	少 年 青年＋一般	9,937 人 43,253 人

(カ) 文化学習施設

利用者数（延べ人数）		23,455 人
内訳	青少年	11,393 人
	一般	12,062 人

(キ) その他の事業の利用者・参加者等

社会教育事業 (実人数)	104 人と 8グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・チャレンジ・アシスト・プログラム ・高校生世代チャレンジプログラム ・社会教育団体のプラットフォーム構築事業 ・災害時都市型サバイバル講座 ・中高生向けAIプログラミング講座 ・東京と世界をつなぐアクティブシチズンワークショップ
文化・スポーツ教室 (延べ人数)	11,625 人	フィットネス・アーチェリー・プール等
フットサルコート (延べ人数)	34,870 人	

(注) 内訳の区分は、利用料金の区分による。
 少年：学齢1年前の方、小学校の児童及び中学校の生徒
 青年：中学校卒業以上で22歳以下の方及び大学生
 一般：青年以外の成人

ウ ユース・スクエアの運営

活動の相談、情報の提供、情報誌の発行、利用者団体による発表・交流会の場の提供、活動支援プログラムの提供、ボランティアの育成と活用

(2) 高尾の森わくわくビレッジ

多摩地域に設置するユース・プラザは、野外活動型施設とし、多摩地域の自然環境、野外施設等を生かした多様な体験学習活動や交流を行う拠点とする。

ア 施設の提供

開館日数 365日

イ 施設利用者数（令和4年度）

(7) 宿泊施設

宿泊者数（延べ人数） 23,754 人		
内 訳	少年	13,419 人
	青年	3,808 人
	一般	6,527 人

(1) テントサイト

テント宿泊者数（延べ人数） 571 人		
内 訳	少年	333 人
	青年	100 人
	一般	138 人

(7) 活動施設（文化学習施設、野外活動施設、スポーツ施設）

利用者数（延べ人数） 99,671 人		
内 訳	少年	37,095 人
	青年	12,345 人
	一般	50,231 人

※うち、19,006人が新型コロナワクチン接種に伴う利用者

(e) その他の利用者・事業参加者等

社会教育事業 (実人数)	189人	<ul style="list-style-type: none"> ・わくわくの森キャンプ ・わくわくの森YOUTH CAMP ・ひとり親家庭対象CHILDREN'S CAMP ・ひとり親家庭のための1DAYキャンプ、1泊会 ・青少年指導者のためのスキルアップ講座 ・僕たちのキャンプ（プロジェクト編、楽しもう編） ・高校生の自由研究 ・里親家庭のためのエンジョイファミリーデイキャンプ
文化・スポーツ教室 (延べ人数)	199人	
その他、日帰り利用 (延べ人数)	14,816人	

(注) 内訳の区分は、利用料金の区分による。

少年：小学校入学1年前の方、小学校及び中学校の生徒

青年：22歳以下及び大学院生を除く学生で少年以外

一般：少年及び青年以外の成人

ウ ユース・スクエアの運営

活動の相談、活動情報の提供、利用者相互の交流促進（わくわくフェスティバルの開催、利用団体によるコンサート等）、ボランティアの育成と活用

エ 活動プログラム提供

利用団体に対し、野外活動、アート・クラフト、レクリエーション・スポーツ等のプログラムを提供。105プログラム 2,570件

第7 文化施設

1 東京都立埋蔵文化財調査センター

(1) 概要

東京都立埋蔵文化財調査センターは、埋蔵文化財の発掘調査に伴う出土品や調査記録を適切に保存し、埋蔵文化財の調査研究、展示などの広報・普及活動を充実させるための施設として、昭和60年1月に設置された。一方、設置当初から施設の一部が東京都埋蔵文化財センターの活動拠点として活用され、展示・文化財講演会活動など諸事業についても同センターの協力を得て行われている。

また、当施設の管理運営は平成18年4月から指定管理者制度が導入され、現在は公益財団法人東京都教育支援機構へ委託している。

(2) 事業

ア 公開日等

年中無休（年末年始及び展示替え、施設整備によるメンテナンスなどのための臨時休館を除く。）

公開時間：午前9時30分から午後5時まで

（遺跡庭園は、11月から2月までは午前9時30分から午後4時30分まで）

入館（園）料：無料

イ 常設展示

展示ホール（158㎡）及びエントランスホール、館内通路等を利用して、多摩ニュータウン区域内からの出土品を中心に旧石器時代から近世に至る歴史を考古資料を用いて概観するほか、毎年、企画性のある展示テーマを設定し展示を行っている。

- ・令和4年度の常設展示テーマ：「丘陵人（おかびと）の宝もの
～遺跡からみた多摩丘陵の歴史～」
- ・令和4年度の企画展示テーマ：「境・道・恵-多摩丘陵の3つの顔-

ウ 遺跡庭園「縄文の村」

（昭和62年4月開園、平成元年3月指定「東京都指定史跡」）

縄文時代の代表的な集落遺跡である多摩ニュータウンNo.57遺跡を保存・整備し、公開を行っている。園内には、縄文時代の竪穴住居3棟を復元して当時の姿を再現しているほか、縄文時代の多摩丘陵に自生していたと考えられる草木を植栽している。

[施設内容]

(7) 植栽：約50種、6,000本

(4) 復元住居：3棟

- ① 方形竪穴住居（縄文時代 前期前半 約6,500年前）
- ② 円形竪穴住居（縄文時代 中期後半 約4,500年前）

- ③ 柄鏡形敷石住居（縄文時代 中期後半 約4,500年前）
 (ウ) 竪穴住居跡の模型

エ 収蔵品の貸出し

博物館や文化財関係機関等の要請に応じて、特別展示会等に貸出しをしている。

オ センターにおける指定管理事業（令和4年度）

行事名	回数	参加人数等	内容等
展示	年間	20,086 人	企画展示テーマ「境・道・恵」
庭園公開	年間	355 日	遺跡庭園「縄文の村」公開
講演会 イベント等	10回	255 人	・文化財講演会 ・企画展示解説会 ・学芸員ギャラリートーク
体験教室等	12回	62 人	・トンボ玉作り ・縄文の糸作り ・勾玉・耳飾り作り ・貝の腕輪作り ・縄文の布作り

カ センターにおける東京都教育支援機構主催等事業（令和4年度）

行事名	回数	参加人数等	内容等
発表会等	7回	390 人	・発掘調査発表会
体験教室等	-	176 人	・考古学講座（1回） ・自然観察会（2回） ・映像上映会（2回） ・考古学相談室（通年） ・自由研究相談室（夏休み）
外部連携	22回	1,223 人	・区市町・財団間連携事業 ・スタディーツアー ・出前授業
遺跡見学会	6回	590 人	遺跡調査の成果を地元住民に公開説明
広報誌	4回	16,000 部	「たまのよこやま」129～132号の発行